

横浜市建築基準法施行細則の一部改正 に関する意見公募について

横浜市では、横浜市建築基準法施行細則（以下「細則」といいます。）の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

改正の概要

(1) 違反建築物の掲示の廃止に関する改正（細則第5条の3）

違反建築物に対して是正又は施工の停止を命じた場合には、建築基準法施行規則第4条の17の規定に基づき、横浜市報による公告がされていることから、細則第5条の3の規定による「市役所、区役所、建築指導部又は宅地審査部の掲示板への掲示」については廃止するため、改正をします。

(2) 法律名称等の変更及び号ずれに伴う改正（細則第15条及び第25条第2号）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行規則の名称の変更」及び「建築基準法施行令第137条の10第1項第4号の号ずれ」が生じるため、改正をします。

(3) 申請書の様式変更に関する改正（第5号様式、第5号様式の4及び第6号様式）

以下の改正により、建築基準法施行規則（以下「規則」といいます。）第10条の4の規定による許可申請書及び規則第10条の4の2の規定による認定申請書の様式が変更されたことに伴い、細則で定める各種申請書の様式を規則とあわせるため、改正をします。

- ・物流倉庫等に設ける庇に係る建蔽率規制の合理化
- ・住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設
- ・他法令における集団規定の特例制度の適用がある場合の添付図書の明確化

施行予定日

令和6年4月1日（予定）

意見公募要領

■意見公募期間

令和5年12月5日(火)から令和6年1月4日(木)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

■その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。